

消費生活 相談

未成年を狙ったトラブルに注意!

インターネットを利用する際は家族でルールを決めましょう

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

お子さんの進学・進級を機に、“スマホデビュー”を考えている家庭は多いかと思います。しかし、インターネットを利用することで、自分の子どもがトラブルに巻き込まれないかと不安に感じる方もいるのではないのでしょうか。インターネットはいつでも誰とでもつながることができるため、経験が乏しい子どもたちがトラブルに巻き込まれることがあります。この機会にぜひ、家族みんなでインターネットの利用の仕方を考えてみましょう。



トラブル事例

- 事例①…フリマアプリでトレーディングカードを購入したが、商品が届かない。
- 事例②…子どもが誤ってアクセスしたアダルトサイトから料金を請求され、支払ってしまった。
- 事例③…「1回だけのお試し」のつもりで化粧品を注文したところ、定期購入が条件だった。

事例④…子どもが親の承諾を得ずに、クレジットカードを使ってオンラインゲームのアイテムを購入していた。

事例⑤…SNSで知り合った人から、内容が分からない高額アルバイトを紹介された。



トラブルを防ぐには…

- ▽家族で、インターネットを利用するときのルールを話し合しましょう。
- ▽お子さんのインターネットの利用状況を把握し、クレジットカード等の管理をしっかりとしましょう。
- ▽通信販売には、クーリング・オフ制度がないので、購入する際は注意しましょう。
- ▽商品が届かなかったり、事業者と連絡が取れなくなったりといった被害を防止するため、前払いは避けましょう。
- ▽子どもに携帯電話やスマートフォン、タブレット端末等を持たせるときは、「フィルタリング」を掛けましょう。

国民年金 だより



特例制度の利用と 免除申請について

免除・納付猶予制度

▼保険料を納めることが困難な場合に、ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部が免除になる制度です。次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます。

①退職(失業等)により納付が困難な方…申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職(失業等)した方で、申請を希望する場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写しをお持ちください。

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方…収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方で、申請を希望する場合は、所得の申立書をお持ちください。

学生の皆さんへ▼申請により在学中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」が利用できます。申請を希望する方は、有効期限の記載のある学生証(写し)または在学証明書(原本)をお持ちください。なお、令和3年度においてこの制度により国民年金保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き同じ学校へ在学予定の方には、はがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。はがきでの申請の場合、学生証または在学証明書は添付不要です。

過去の分の免除申請は▼申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。※申請書等は、年金事務所、保険課医療保険担当窓口(役場行政棟1階)に備え付けてあるほか、日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。

産前産後期間の保険料免除▼出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から手続きができます。

申し込み問い合わせ▼水戸北年金事務所(☎231局2283)、保険課医療保険担当(☎282局1711内線1133)

◎令和4年度の国民年金保険料の額は、1万6,590円/月です

役場および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできません。金融機関やコンビニエンスストアをご利用ください。